

## 道路管理者からの道路占用許可条件（予定）

- (1) 占用物件（自転車等駐車器具等をいう。以下同じ。）の位置・構造・占用数量等は申請書どおりとし、変更する場合は事前に道路管理者の許可を受けること
- (2) 占用物件の維持管理は十分に行うとともに、許可した目的以外に使用しないこと
- (3) 自転車等が適正に駐車され、利用者等の安全で円滑な通行が確保されるよう自転車等の整除等を適切に行うこと
- (4) 不特定多数の者の利用に供すること
- (5) 利用者に対して利用約款等を見やすく表示すること
- (6) 駐車料金は付近の駐車場等の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること
- (7) 本占用に起因して道路（歩道柵、植樹帯の縁石等を含む）を損傷または汚損した場合は、占用者の費用負担で、道路管理者の指示どおり復旧すること
- (8) 占用物件は、固定式とし、十分な安全性及び耐久性を具備したものとすること
- (9) 必要に応じ、反射材を取り付けるなどにより歩行者等の衝突を防止するための措置を講じること
- (10) 本占用が原因で第三者に損害を与えた場合は、占用者の責任において迅速かつ誠実に処置すること
- (11) 占用物件には、占用者の名称以外の広告物、装飾物その他これらに類する内容（利用案内等駐輪場の機能を維持するものは除く。）のものを記載又は添加しないこと
- (12) 占用物件の改築又は移設等を行う場合は、所定の手続きを経て道路管理者の許可を得ること
- (13) 占用を廃止する場合は、道路管理者に届け出の上、所定の手続きを経た後、占用物件を撤去すること
- (14) 占用期間内であっても、道路管理又は道路工事等のため、道路管理者が必要と認める場合は、占用者の負担において、道路管理者の指示どおり占用物件の撤去又は位置変更等を行うこと
- (15) 道路の調査・点検・修繕工事等のときには、作業の支障とならないよう道路管理者の指示にしたがい、必要な処置を講じること
- (16) 占用物件の設置または工事施行に伴い、視覚障がい者誘導用ブロックの機能を阻害するおそれのある場合は、事前に担当工営所と協議のうえ、視覚障がい者誘導用ブロックの移設その他の措置を採ること
- (17) 道路法令及び大阪市道路占用規則等関係例規を厳守すること
- (18) 道路使用許可の際に所轄警察署長が付した許可条件を厳守すること
- (19) 前各号のほか、道路管理者の指示に従うこと